

第3回山口県本人確認情報保護審議会概要

【司会】

定刻の14時となりました。

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

ただ今から「山口県本人確認情報保護審議会」を開催させていただきます。

まず始めに、審議会成立の確認をさせていただきます。

「山口県本人確認情報保護審議会条例」第5条第3項の規定では、この審議会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこととなっております。

本日は、すべての委員の皆様にご出席いただいておりますので、この会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、伊嶋地域振興部長がご挨拶を申し上げます。

【伊嶋地域振興部長】

本人確認情報保護審議会が開催されるに当たって、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、平素から県政の推進について格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、まずもって厚くお礼申し上げます。

また、本日、御多忙中、全員御出席いただきましたことにつきまして、重ねてお礼申し上げます。

本審議会につきましては、昨年8月から新たな2年の任期に入っておりますが、委員の皆様方には、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成14年8月に第1次稼働が始まった住民基本台帳ネットワークシステムですが、15年8月には第2次稼働（本格稼働）が始まり、今年で丸3年を迎えようとしています。この間、本人確認情報の利用が全国で年間3000万件を超え、本県でも2万件あまりとなるなど、ネットワークシステムの利用が進んでいるところであり、また、不正アクセスもなく順調に運営されているところです。

ネットワークシステムの適正な運用のためのセキュリティ対策については、本審議会においても、その重要性から十分な取組を行うよう御意見をいただいているところであり、国が行うセキュリティチェックリストによる市町村の自己点検やセキュリティ監査に加えて、本県としても独自の監査を行っているところです。また、システムの運用に当たる職員が適正な運用を行えるようにするため、国の研修のほか、効果的な実施のための工夫を行いながら県で研修会を開催しております。

また、今年4月から個人情報保護法が全面施行され、これにあわせて県の条例についても法の趣旨に添った改正が行われ、県の事務についてもより一層の個人情報保護の取組が求められることとなります。この条例改正で新たに開示請求、訂正請求等の制度が規定されたところですが、この取扱については、後程担当者から御説明します。

本日は、住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況等について、御報告します。

委員の皆様から忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

【司会】

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、「山口県本人確認情報保護審議会条例」第4条第1項の規定により、会長の互選をお願いしたいと思います。

(「引き続き高村委員にお願いしたい」との発言あり。)

【司会】

ただいま、会長を高村委員にという発言がございました。よろしいでしょうか。

【司会】

それでは、委員の皆様の賛同を得ましたので、引き続き高村委員に会長をお願いいたします。

【各委員】

意義なし。

【司会】

それでは、ただ今会長に選任されました高村委員、会長席の方へどうぞお移りください。

【司会】

それでは、会長から一言ご挨拶をお願いします。

【会長】

ただいま、会長に御推挙いただきました高村でございます。

これまでも、委員の皆様の御協力を得て、本人確認情報の保護のための対策等が適切に行われるよう、審議を行ってきたところですが、今後とも、皆様のそれぞれの立場から、積極的な意見をいただき、本審議会が実りのあるものとなるよう御協力をお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、高村会長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

【会長】

まず、本人確認情報保護審議会条例第4条第3項の規定により、会長職務代理者の指定を行います。

会長職務代理者は、これまで小林委員にお願いしておりますが、いかがでしょうか。

【小林委員】

私は3月末をもって、山口大学を定年退職することになりまして、その後、山口県を離れますので、本審議会の委員を辞任したいと考えております。

【会長】

わかりました。それでは松野委員にお願いしたいと思いますが、松野委員どうでしょうか。

【松野委員】

承知しました。

【会長】

それでは、松野委員を会長職務代理者に指定します。よろしくをお願いします。

【会長】

本日は、事務局より住基ネットの施行状況などについて説明を受け、その後に意見交換を行うこととしたいと思います。

また、本審議会は、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合以外は、原則として公開としております。

本日は、そのような事項を審議する予定はありませんので、公開で審議を進めたいと思います。

皆様いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会長】

それでは公開といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局が配布資料に沿って住基ネット運用状況等を説明)

【会長】

ただ今、事務局より説明がありましたことについて、委員のみなさん、ご質問などがありましたらご発言をお願いします。

【会長】

それでは、まず最初に私から質問いたします。

住基カードの発行枚数ですが、他の都道府県と比較してどうでしょうか。

【事務局】

平成16年3月末時点で比較しますと、全国で人口比0.20%。本県では0.155%。平成16年8月末時点では全国0.28%に対し本県0.224%となっております。

本県では市町村合併が活発だったことなどの理由により、市町村における住基カードの独自利用は進んでいない状況ですが、今後、この独自利用が進むとともに、電子申請も盛んになれば電子鍵の格納媒体である住基カードの発行も増えると思われれます。

【小林委員】

安全性の問題は最初から指摘されておりました。今後は利便性の向上に取り組むことだと思います。安全性と利便性は相反する、痛し痒しです。

住基カードの現状における利用方法としては、運転免許証等を持っていない人達が本人確認をするために住基カードを使うということを前から言われております。

住基カードの発行枚数については、簡単には増えないと思いますので、我々委員においても、長期的に長い目で見守っていく必要があると思います。

【濱本委員】

この度下関市は合併により住基ネットサーバー等の統合作業を行いました。本日、国や県で住基ネットを多くの事務に利用されているということを伺い、納得したところです。

【事務局】

住基ネットの利用については、行政機関における年金の生存確認等の利用件数が増加しており、県の場合は旅券が圧倒的に多い状況です。県の場合は住基法別表第5に使えるものはほとんど使えるようにしていますが、依然として国の規則改正等が進まないために利用できないという事務が多数あります。

【会長】

住基ネットが導入されて市町村の事務量は増えましたか。

【濱本委員】

今までの住基事務に加えて、住基ネット機器の操作や保守業務等が増加しました。具体的には、例えば、入力を間違えたとき、従来であれば市の中だけで訂正作業を終えていましたが、住基ネットになって国サーバーにデータが送信されることから、全国センターに連絡して訂正する必要があり、煩雑になりました。

【杉山委員】

住基カードの交付を受けましたが、私達の地域では今のところ利便性をあまり感じません。住基ネットの構築費等、だいたい何年後ぐらいに採算がとれるのですか。

【事務局】

どのような観点からペイするのかということもありますので、一概には言えないと思います。

【松野委員】

住基ネットが始まった時には情報が漏れるだとか、セキュリティの話に重点を置かれていましたが、今はもう、利用の方に重点が移っているのではないかと思います。

住基ネットに載る情報は危なくなれば危ないが、そろそろ住基ネットを使う方に労力を注いだ方がいいのではないかと思います。

ただし、使い始めるとまたセキュリティの問題が色々出てきます。先ほど小林委員がいわれたように、これは痛し痒しです。これは山口県だけの問題ではありませんが、せっかくこれだけのシステムを構築しているのだから、今後は有効活用を考えた方がいいのではないのでしょうか。

それで、使う方ですが、いわゆる行政だけが使うのではなく、一般の市町村の人も使いやすいようにならないと思います。

先日、電子申請をしようと思いましたが、やり方がわかりませんでした。要するに、使う側が使い易いシステムになっていないのです。

だから、使い易いシステムにしていただきたい。そのためにはそこにお金がかかり、そのバランスをとることが難しいのですが、その辺りを考えていく段階にボチボチ入っているのではないかと思います。

【事務局】

住基ネットの利用は、各種届出の際に住基ネットを使うことにより住民票の添付を省略するというのと、もう一つは住基ネットを使って住所を確認するというように行政事務の効率化を図るという利用方法もあります。しかし、これらが一般県民へのサービスに繋がっているのが少ないというのが現状です。その辺りを含めて今後、本審議会の意見を賜りながら調査・検討していきたいと思えます。

また、市町村の独自利用については、市町村と一緒に県も考えていきたいと思えます。

【会長】

他にご意見がないようですので、この辺りで本審議会を終了したいと思います。

本日の審議会で方向性が示されましたので、県はこれから、住基ネットを住民にとって使いやすいように利用していく方向で調査・研究してください。

また、県においては、本日の各委員さんからのご意見等を踏まえられ、今後とも住基ネットの利活用や適正な運用を行っていただきたいと思えます。

【司会】

委員の皆様おつかれさまでした。最後に伊嶋地域振興部長があいさつを申し上げます。

【伊嶋地域振興部長】

貴重な意見ありがとうございました。まさにおっしゃるとおりセキュリティは大変重要ですけども、今後はどのように利用していくか新しい視点を織り込みながら、取り組んでいきたいと思えます。また、条例を作成することになれば本審議会のご意見をききながら、進めてまいりたいと思えます。

【司会】

それでは、これをもちまして審議会を終了させていただきます。

皆様のご協力に感謝します。

どうもありがとうございました。